

臨時株主総会 招集ご通知

目次

臨時株主総会招集ご通知	01
インターネット等による議決権行使についてのご案内	03
株主総会参考書類	05
議案及び参考事項	
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 第三者割当による A種種類株式発行の件	
第3号議案 資本準備金の額の 減少の件	
第4号議案 取締役1名選任の件	

- 書面又はインターネットによる議決権行使期限
2017年3月23日(木曜日)
午後5時45分到着分まで

開催日時

2017年3月24日(金曜日)
午前10時(開場予定時刻) 午前9時

開催場所

東京都港区海岸一丁目11番1号
ニューピア竹芝ノースタワー1階
ニューピアホール

(本臨時株主総会の会場は、昨年の定時株主総会の会場とは異なりますので、末尾記載のご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。

本臨時株主総会において、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 5202
2017年3月9日

株主各位

東京都港区三田三丁目5番27号
日本板硝子株式会社
取締役 代表執行役社長兼CEO
森 重 樹

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。2頁のご案内に従って2017年3月23日(木曜日)午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、本臨時株主総会の会場は、昨年の定時株主総会の会場とは異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。

敬 具

記

1. 日 時 2017年3月24日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番1号 ニューピア竹芝ノースタワー1階
ニューピアホール
(本臨時株主総会の会場は、昨年の定時株主総会の会場とは異なりますので、
末尾記載のご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。)
3. 会議の目的事項 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 第三者割当によるA種種類株式発行の件
 - 第3号議案 資本準備金の額の減少の件
 - 第4号議案 取締役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合

(1) 書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2017年3月23日(木曜日)午後5時45分まで**に到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等により議決権をご行使される場合には、3頁から4頁の【インターネット等による議決権の行使についてのご案内】をご高覧の上、**2017年3月23日(木曜日)午後5時45分まで**にご行使ください。

以上

- ~~~~~
- ◎ 株主総会参考書類等に修正すべき事項が生じた場合は、書面による郵送又はインターネット上の当社ホームページ (<http://www.nsg.co.jp/>) への掲載により、お知らせいたします。
 - ◎ 本臨時株主総会の議決権の行使結果は、臨時報告書により、インターネット上で、EDINET (<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>) に掲載されるとともに、当社ホームページ (<http://www.nsg.co.jp/>) においても開示されます。これらをもって決議ご通知に代えさせていただきますので、ご了承ください。
 - ◎ 本臨時株主総会において、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



インターネット等による議決権の行使についてのご案内

インターネット等により議決権をご行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

1 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2017年3月23日(木曜日)午後5時45分までとなっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

3 パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権をご行使される方が株様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

アクセス手順

議決権行使サイトへアクセス

ウェブ行使
<http://www.web54.net>
[次へすすむ]をクリック



●システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) パソコン用サイトによる場合
 - ア. 画面の解像度が横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。
 - イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ① ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer
 - ② PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader®又は、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®
- ※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で「ポップアップブロック」機能を有効とされている場合、同機能を解除



バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

インターネットによる
議決権行使期限
2017年3月23日(木曜日)
午後5時45分まで

ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

(又は一時解除)するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

① iモード ② EZweb ③ Yahoo!ケータイ

※ iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、又は、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご行使としてお取扱いいたします。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

電話 0120(782)031

(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く。)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様におかれましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法によって議決権をご行使いただくことも可能です。

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

A種種類株式の発行を可能とするために、当社定款に、新たな種類の株式としてA種種類株式を追加し、A種種類株式に関する規定を新設し、その他所要の規定を設けるものであります。なお、A種種類株式を発行する理由につきましては、第2号議案をご参照ください。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 ┆ 第5条 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1億7,750万株とする。 (単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式の数(以下「単元株式数」という。)は、100株とする。	第1条 ┆ 第5条 第2章 株 式 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1億7,750万株とする。 <u>当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</u> 普通株式 1億7,750万株 A種種類株式 4万株 (単元株式数) 第7条 当社の <u>普通株式の</u> 1単元の株式の数(以下「単元株式数」という。)は、100株とし、 <u>A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u>
第8条 ┆ 第10条	第8条 ┆ 第10条
(条文省略)	(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第2章の2 A種種類株式 (A種優先配当金)</p> <p>第10条の2 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。）に対し、第10条の10第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、第2項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2. A種優先配当金の額は、配当基準日が2018年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、4.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2018年4月1日以降に開始し2020年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、5.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2020年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、6.5%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2017年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、2017年3月31日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数（ただし、当該配当基準日が2017年3月末日に終了する事業年度に属する場合、かかる実日数から1日を減算する。）につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>3. 当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（第4項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>4. ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、第2項但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本項において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本項において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2018年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率4.5%の利率で、当該事業年度が2018年4月1日以降に開始し2020年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率5.5%の利率で、当該事業年度が2020年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率6.5%の利率で、1年毎（ただし、1年日は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本項に従い累積する金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、第10条の10第1項に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第10条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第10条の10第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び第3項に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。ただし、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2. A種種類株主等に対しては、前項に規定するほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>3. A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第10条の2第2項に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。</p>
(新 設)	<p>(議決権)</p> <p>第10条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>
(新 設)	<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第10条の5 A種種類株主は、2017年4月1日以降いつでも、当会社に対して、第2項に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2. A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、第3項及び第4項で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p>「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の①ないし⑦のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の①ないし⑦に定める数値をいう。</p> <p>①2017年4月1日から2017年6月30日まで : 1.05 ②2017年7月1日から2018年6月30日まで : 1.08 ③2018年7月1日から2019年6月30日まで : 1.15 ④2019年7月1日から2020年6月30日まで : 1.22 ⑤2020年7月1日から2021年6月30日まで : 1.29 ⑥2021年7月1日から2022年6月30日まで : 1.36 ⑦2022年7月1日以降 : 1.43</p> <p>3. 当初取得価額は846.5円とする。</p> <p>4. 取得価額の調整</p> <p>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>[算式] 調整後取得価額 = $A \times B \div C$ A = 調整前取得価額 B = 分割前発行済普通株式数 C = 分割後発行済普通株式数 調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p> <p>[算式] 調整後取得価額 = $A \times B \div C$ A = 調整前取得価額 B = 併合前発行済普通株式数 C = 併合後発行済普通株式数 調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p> <p>③下記 (d) に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>調整後取得価額 = $A \times (B - C + D \times E \div F) \div (B - C + D)$</p> <p>A = 調整前取得価額 B = 発行済普通株式数 C = 当社が保有する普通株式の数 D = 新たに発行する普通株式の数 E = 1株当たり払込金額 F = 普通株式1株当たりの時価</p> <p>④当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記 (d) に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>

現行定款	変更案
	<p>⑤行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(b) <u>上記 (a) に掲げた事由によるほか、下記①ないし③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p>①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社^{（ア）}がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(c) <u>取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>(d) <u>取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</u></p> <p>(e) <u>取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本 (e) により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第10条の6 当社は、2018年4月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種類株式の全部又は一部(ただし、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限り、かつ、当該取得後におけるA種類株主の保有するA種類株式の合計数が4,000株以上となる場合に限る。)を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種類株式の数に、(i)A種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii)A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種類株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>A種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種類株主から取得すべきA種類株式を決定する。</p> <p>「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の①ないし⑥のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の①ないし⑥に定める数値をいう。</p> <p>①2018年4月1日から2018年6月30日まで : 1.08 ②2018年7月1日から2019年6月30日まで : 1.15 ③2019年7月1日から2020年6月30日まで : 1.22 ④2020年7月1日から2021年6月30日まで : 1.29 ⑤2021年7月1日から2022年6月30日まで : 1.36 ⑥2022年7月1日以降 : 1.43</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(譲渡制限) <u>第10条の7 A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>
(新 設)	<p>(自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除) <u>第10条の8 当会社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。</u></p>
(新 設)	<p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等) <u>第10条の9 当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。</u> <u>2. 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u> <u>3. 当会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</u></p>
(新 設)	<p>(優先順位) <u>第10条の10 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</u> <u>2. A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</u> <u>3. 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</u></p>

現 行 定 款		変 更 案	
	第3章 株主総会		第3章 株主総会
第11条 ┆ 第16条	(条文省略) (新 設)	第11条 ┆ 第16条	(現行どおり)
		(種類株主総会)	
		第16条の2 第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。	
		第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。	
		第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。	
		第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。	
	第4章 取締役、取締役会及び委員会		第4章 取締役、取締役会及び委員会
第17条 ┆ 第24条	(条文省略)	第17条 ┆ 第24条	(現行どおり)
	第5章 執行役		第5章 執行役
第25条 ┆ 第28条	(条文省略)	第25条 ┆ 第28条	(現行どおり)
	第6章 計 算		第6章 計 算
第29条 ┆ 第31条	(条文省略)	第29条 ┆ 第31条	(現行どおり)
	附 則 (条文省略)		附 則 (現行どおり)

第2号議案 第三者割当によるA種種類株式発行の件

会社法第199条及び第200条の規定に基づき、下記1. に記載の理由により、第三者割当による募集株式（A種種類株式）の発行に関し、下記2. に記載の要領で、募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案をご承認いただいた場合は、2017年2月2日に開催された当社取締役会において決議された募集事項に基づき、下記2. のとおり2017年3月31日に、A種種類株式を発行することを予定しておりますが、A種種類株式の発行は2017年4月1日から2017年6月30日までの間の日に変更されることがあります。

なお、当該A種種類株式の発行は、第1号議案が原案どおり承認可決され、定款一部変更の効力が発生することを条件とします。

1. 第三者割当により募集株式を発行する理由

(1) 募集に至る経緯及び目的

当社は、2014年5月に「VAガラスカンパニー」（VAとはValue-Addedの頭文字に由来）に変容・変革することを長期戦略ビジョンとして設定し、同時に変容・変革への重要なステップとして、2018年3月期を最終年度とする4年間の中期経営計画（以下、「MTP」といいます。）を策定いたしました。MTPにおいては、MTP終了後に本格化する成長フェーズのスタートラインとして、財務サステナビリティの確立を主目標に掲げました。

しかしながら、MTP開始後、グループの営業利益は継続的に改善している一方で、成長ドライバーと位置付けていたディスプレイ事業及び南米の自動車用ガラス事業において大きな環境変化が発生したこと、また、地域により事業収益改善のスピードに格差があること等を要因として、MTPの数値目標達成には当初の計画期間から更に2年を要する見通しとなりました。

このため、2018年3月期から2020年3月期の3年間について「中期経営計画（MTP）フェーズ2」（以下、「MTPフェーズ2」といいます。）として設定し、目標達成のための施策を開始することを、2016年10月28日に発表いたしました（詳細については2016年10月28日付「NSGグループ中期経営計画（MTP）進捗報告 2017年3月期 第2四半期」をご参照ください。）。

MTPフェーズ2における重点施策は、「VA No.1 戦略の推進」、「成長ドライバーの確立」、「ビジネスカルチャーイノベーション」及び「グローバル経営の強化」の展開です。

これらにより、VA製品・サービス（高付加価値製品・サービス）の売上拡大とコストの削減を行い、収益力を高めるとともに営業キャッシュフローを増大させ、有利子負債の削減及び金融コストの低減を図ってまいります。

特に、「VA No.1 戦略の推進」及び「成長ドライバーの確立」には、投資枠の確保が重要と考えております。

また、MTPフェーズ2を通じた業績改善により自己資本は順次改善することを見込んでおりますが、将来的に安定的な連結自己資本比率として20%程度をひとつのマイルストーンとして認識しております。一方、外貨建ての資産が多くかつ円建ての借入の多い当社は、為替の変動により為替換算調整勘定が変動し、親会社の所有者に帰属する持分も影響を受けるリスクが存在しております。昨今為替市場は不透明な環境にあることから、可能な限り早期にこれら外部環境のボラティリティに耐えられるバランスシートへの転換が重要と認識しております。

以上の認識のもと、自己資本を早期に改善し財務基盤を安定化させるため、資本性のある資金調達を実施することが必要かつ適切であると考え、総額40,000,000,000円のA種種類株式を発行することを2017年2月2日開催の当社取締役会で決議いたしました。これにより、金融コスト削減に向けた体制を早期に整え、有利子負債削減、更なる金融コスト削減という好循環を生み出すことで、当社グループの収益基盤の強化及び財務サステナビリティの確立、長期的な株主価値向上に資することを企図し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様のご期待に答えてまいり所存です。

(2) 募集の理由

当社は、財務体質の早期安定化を図ることと、既存の株主様への影響に配慮する観点から、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、上記「(1) 募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、財務基盤の改善を図り、財務サステナビリティの確立、金融コスト削減に向けた好循環を生み出すために、資本性のある資金調達を実施することによる自己資本の増強が必要かつ適切であると考えております。

調達手法に関しては、現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価状況等を勘案すると、当社普通株式による公募増資や第三者割当の実施は、普通株式の大幅な希薄化を直ちにもたらすことになり、株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことから適切でないと判断いたしました。当社としては、普通株式の希薄化を抑制しつつ、必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化を図るためには種類株式による増資が適切であると考え、種類株式による投資実績、投資家の特性、金額規模、経済条件等を勘案した上で、当社種類株式による増資を前向きにご検討いただける投資家の選定を進めた結果、条件面で合意ができ、かつ当社の事業目的及び経営方針にご理解をいただける投資家である割当予定先に対して、A種種類株式を発行することが最善の選択であると判断いたしました。

なお、当社は、収益基盤の強化と金融コスト削減に向けた体制づくりにより利益を積増しすることで、将来、本第三者割当増資により発行するA種種類株式について、金銭償還することを目指しております。

(3) 割当予定先を選定した理由

上記「(1) 募集に至る経緯及び目的」及び「(2) 募集の理由」に記載のとおり、MTPフェーズ2における主要目標は、VAガラスカンパニーへの転換と安定的財務基盤の確立です。当該安定的財務基盤の確立に向けて自己資本充実の早期化を図り、外部環境のボラティリティに耐えられる財務体質を構築いたします。当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営方針、A種種類株式の発行の目的・商品性に対して賛同いただける投資家を検討した結果、国内で一定の投資実績を有するジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第7号投資事業有限責任組合及びUDSコーポレート・メザン3号投資事業有限責任組合並びにUDSコーポレート・メザン4号投資事業有限責任組合に対してA種種類株式を発行することといたしました。

なお、当社と割当予定先の間では、当社に対する出資に関する事項について、2017年2月2日付で引受契約(以下「本契約」といいます。)を締結しており、その概要は以下のとおりであります。

① 当社の遵守事項

当社は、(i) MTPフェーズ2の実現に向けて、実務上可能かつ合理的な努力を尽くすこと、(ii) 取締役の選任が議題となる当社の各株主総会において、割当予定先の指名する者1名を当社の非常勤の社外取締役として選任する議案を上程し、かかる議案が承認されるように実務上可能かつ合理的な努力を尽くすこと、(iii) MTPフェーズ2等に関するモニタリング会議を設置し、当該会議の結果の要旨を当社の取締役会に対し報告すること、(iv) 一定の事項(定款等の変更、株式等の発行、自己株式の取得や株式分割等、金銭対価の取得条項に基づく取得価額の総額が当社の分配可能額を上回ることとなる普通株式への剰余金の配当、一定の重要な資産の処分、一定の業務提携、子会社の設立、グループ化を伴う株式等の取得、事業の処分・譲受や組織再編行為等、一定の借入・保証等、一定の資産の取得、倒産処理手続開始の申立て、MTPフェーズ2等の変更等)を当社が行う場合に、事前に割当予定先全員の書面等による承諾を得、又は割当予定先全員に対して通知すること、(v) 当社の財務政策上合理的かつ可能な限りにおいて、割当予定先に対するA種種類株式に係る剰余金の配当を実現するため、分配可能額を創出するべく、各割当予定先と協議の上、必要な措置をとるよう合理的に努力すること、(vi) 一定の借入契約等に規定されている財務制限条項に違反し、若しくは当該契約等において重大な債務不履行事由等に該当するか、又は当社が本契約に定める義務に重大な点で違反し、それによりMTPフェーズ2の達成に重大な影響を与えることが確実であると合理的に認められる場合に、割当予定先と共同して、MTPフ

エーズ2の抜本的な改善を行うこと等を、割当予定先に誓約しております。

② 普通株式を対価とする取得請求権の行使制限

割当予定先は、払込期日以降2020年6月30日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、A種種類株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することはできません。なお、下記③記載のとおり、転換制限解除事由に該当し、当社の事前の書面による承諾を得てA種種類株式の全部又は一部の譲渡等を行う場合には、割当予定先は、あらかじめその相手方をして、上記の普通株式を対価とする取得請求権の行使制限に関する義務を遵守することを当社に対して約させるものとされています。

③ 譲渡制限等

割当予定先は、2020年6月30日までの間、第三者に対して、A種種類株式の譲渡等を行うことはできず、転換制限解除事由に該当する場合に限り、当社の事前の書面による承諾を得て、A種種類株式を第三者に譲渡することができることとされており、

④ 払込義務の前提条件

本臨時株主総会において、定款変更、第三者割当増資、資本準備金の額の減少及び割当予定先の指名する者1名の当社社外取締役への選任に係る各議案の承認が得られること等が、割当予定先によるA種種類株式に係る払込義務の履行の前提条件となっております。

(4) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、A種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下、「ブルータス」といいます。）に対してA種種類株式の価値算定を依頼し、A種種類株式の価値算定書（以下、「本価値算定書」といいます。）を取得しております。ブルータスは、一定の前提（当社株式の株価、ボラティリティ、A種種類株式の取得価額、優先配当率、取得条項、取得請求権等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いてA種種類株式の公正価値を算定しております。本価値算定書においては、A種種類株式の価格は、1株当たり1,082,000円とされており、

当社は、当社から独立した第三者評価機関であるブルータスによる本価値算定書における上記評価結果や、A種種類株式の発行条件は当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で割当予定先との協議・交渉を通じて決定されていることを総合的に勘案し、本第三者割当増資は有利発行に該当しないと判断いたしました。

しかしながら、A種種類株式は客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、A種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種種類株式を発行することといたしました。

(5) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種種類株式を40,000株発行することにより、総額40,000,000,000円を調達いたしますが、上述したA種種類株式の発行の目的及び資金使途に照らしますと、A種種類株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、A種種類株式については、株主総会における議決権がありませんが、A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。

A種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、最大で議決権数675,723個の普通株式が交付されることになり（最大元本相当額57,200,000,000円（払込元本400億円×最大

普通株式対価取得プレミアム1.43)、当初取得価額846.5円で計算)、2016年9月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である900,912個に対する割合は約75.0%となります。

このように、A種種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、当社普通株式の希薄化が生じることになりますが、①当該第三者割当増資による自己資本の増強が当社の財務体質の安定化に資すること、②本契約において、転換制限解除事由が発生しない限り、2020年6月30日までは割当予定先は取得請求権を行使しない旨の合意がなされており、普通株式の早期の希薄化を回避し、事業構造改革の実行による企業価値向上のための時間的猶予が確保されていること、③取得請求権の行使により交付される普通株式の数の算出の基礎となる普通株式対価取得プレミアムには上限(1.43)が設定されており、かつ、当初取得価額も固定されている(ただし、一定の場合には取得価額が調整されます。)こと、④A種種類株式には2018年4月1日以降いつでも当社により行使可能な金銭を対価とする取得条項が付されており、当社の判断により、A種種類株式を強制償還することにより、普通株式を対価とする取得請求権の行使による希薄化の発生を一定程度抑制することが可能な設計がなされていること等により、希薄化によって既存株主の皆様が生じ得る影響をより少なくするための方策を講じております。このような観点から、当社としては、A種種類株式の発行により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断しております。

2. 募集事項の内容

(1) 募集株式の種類

A種種類株式

(2) 募集株式の数

40,000株

(3) 募集株式の払込金額

1株につき、1,000,000円

(4) 増加する資本金及び資本準備金

資本金 20,000,000,000円(1株につき、500,000円)

資本準備金 20,000,000,000円(1株につき、500,000円)

(5) 払込金額の総額

40,000,000,000円

(6) 払込期日

2017年3月31日(予定)

(7) 発行方法

第三者割当の方法により、それぞれ、以下のとおり割り当てる。

ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第7号投資事業有限責任組合
20,000株

UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合
9,000株

UDSコーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合
11,000株

(8) A種種類株式の内容

A種種類株式の内容につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」をご参照ください。

第3号議案 資本準備金の額の減少の件

早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、次のとおり、A種種類株式の発行と同時に、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金へ振り替えることといたしたいと存じます。

なお、当該資本準備金の額の減少については、第2号議案が原案どおり承認可決され、A種種類株式が発行されることを条件とします。

本件は、当社貸借対照表の純資産の部における資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

- (1) 減少する資本準備金の額
A種種類株式発行後の資本準備金の額144,784,897,209円*のうち100,000,000,000円
- (2) 資本準備金の額の減少の方法
資本準備金の額の減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。
- (3) 資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日
2017年3月31日（予定）

(ご参考)

当社は、2017年2月2日開催の当社取締役会の決議をもって、次のとおり、A種種類株式の発行と同時に、会社法第447条第1項及び第3項の規定に基づき、資本金の額を減少させ、その他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

なお、当該資本金の額の減少については、第2号議案が原案どおり承認可決され、A種種類株式が発行されることを条件とします。

- (1) 減少する資本金の額
A種種類株式発行後の資本金の額136,462,588,310円*のうち20,000,000,000円
- (2) 資本金の額の減少の方法
資本金の額の減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。
- (3) 資本金の額の減少がその効力を生ずる日
2017年3月31日（予定）

*注：上記金額は、それぞれ2017年2月末日時点の資本準備金及び資本金の額を基準として算出しております。

第4号議案 取締役1名選任の件

指名委員会の決定に基づき、社外取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者である竹井 友二氏の選任の効力は、第2号議案に係るA種種類株式が発行されることを条件として、2017年4月1日又は同日以降当社取締役会の定める日に生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 **たけ い ゆう じ**
竹 井 友 二

新任

社外取締役候補者



- 当社における地位及び担当 —
- 生年月日 1964年6月30日生（満52歳）
- 所有する当社の株式の数 0株
- 重要な兼職の状況 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社 取締役COO
- 候補者と当社との特別の利害関係 A種種類株式の割当予定先の取締役
- 社外取締役候補者の選任理由について

株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行後、国際的なコンサルティングファームを経て、投資ファンドにおいてパートナーを務め、複数の会社の社外取締役として企業経営に携わってきた経験を有され、このような豊富な経験と幅広い見識に基づき、執行役等の職務を監督していただくことにより、当社の取締役会の監督機能に資することが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1988年 4月	株式会社日本長期信用銀行 （現株式会社新生銀行）入行	2006年 9月	同社 シニアパートナー
1998年 9月	マッキンゼー・アンド・カンパニー・ インク・ジャパン入社	2012年 4月	A.T.カーニー株式会社 パートナー
2002年 10月	株式会社アドバンテッジパートナーズ 入社	2016年 11月	ジャパン・インダストリアル・ソリュー ションズ株式会社 取締役COO
			現在に至る

- (注) 1. 竹井友二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
当該候補者をご選任いただきますと、当社取締役は合計8名（うち社外取締役5名）となります。
2. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

社外取締役との責任限定契約について

当社と竹井友二氏は、同氏が行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



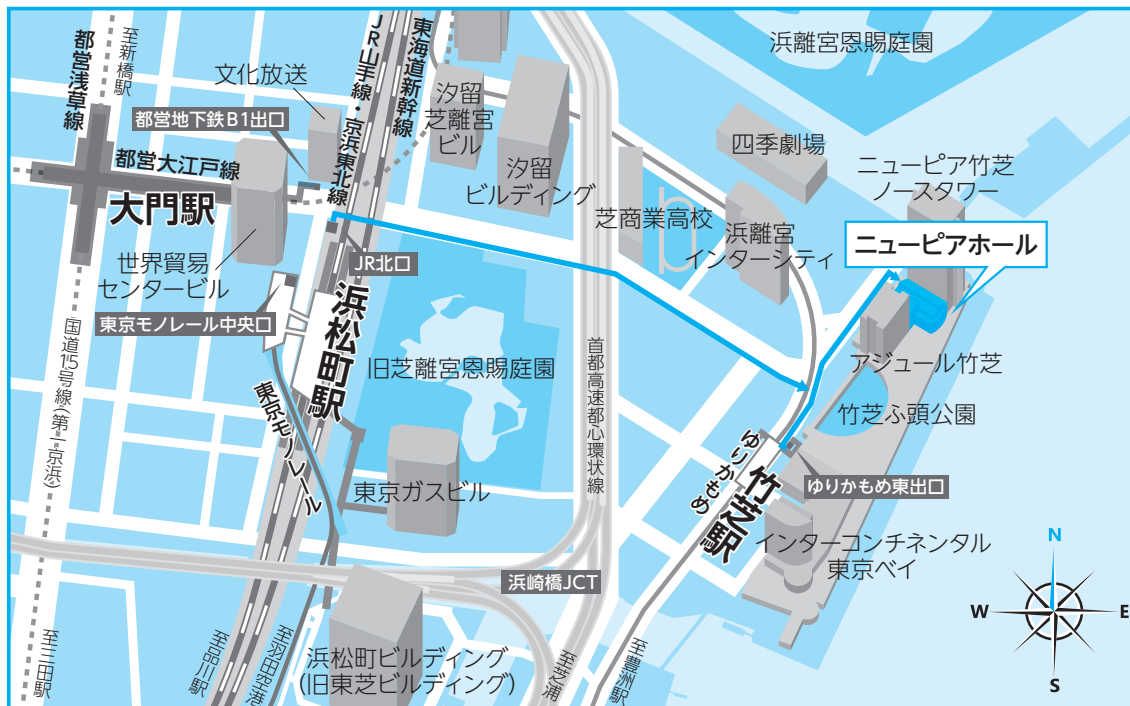
開催日時

2017年3月24日(金曜日)午前10時
開場予定時刻 午前9時



開催場所

東京都港区海岸一丁目11番1号
ニューピア竹芝ノースタワー1階
ニューピアホール



交通のご案内

JR「浜松町駅」北口より徒歩約7分
東京モノレール「浜松町駅」中央口より徒歩約9分

都営地下鉄 大江戸線・浅草線「大門駅」B1出口より徒歩約8分
東京臨海新交通ゆりかもめ「竹芝駅」東出口より徒歩約2分

- ・当会場はご来客用の駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場内禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

・本臨時株主総会において、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

